

運転免許証の自主返納手続きについて

申請ができる方

運転免許証の住所地が**山梨県内**にあり、**有効期限内**の方

申請場所

警察署（県内のどの警察署でも申請可能）

月曜日から金曜日（土日、祝祭日を除く）

午前9時00分から午後4時00分まで

※ 運転免許課で申請する場合は、予約が必要です。

連絡先 055-285-0533

持ち物

運転免許証

代理人による返納申請

返納申請をする本人が、**入院等やむを得ない理由**で返納の申請に来られない場合、代理人による返納申請が可能です。

代理人の要件

- ・ 申請者の親族
- ・ 申請者が入院又は入所している介護施設等の職員
- ・ 成年後見人

持ち物

- ・ 申請者の運転免許証
- ・ 委任状兼承諾書及び誓約書
- ・ 入院や入所等、やむを得ない理由を確認できる書面等
（入院中であれば入院証明書、施設入所中であれば介護計画書等）
- ・ 代理人の身分がわかる書面
（運転免許証、職員証、代理人の身分や住所が確認できる公的書類等）

運転免許証を自主返納された方は、**運転経歴証明書**の申請をすることができます。

その他不明な点については、甲府警察署運転免許窓口へお問い合わせ下さい。